

農業委員会だより



南十勝農業後継者担い手対策研修会

2 月 20 日忠類コミュニティセンターで開催され 112 名が参加しました。

北見市で婚活イベントなどを手がけるエム・フォーヌ鈴木朝子代表による講演が行われ、イベントでのマッチング成功法や、参加する農家男子の心構えといったノウハウなど、参加者にとっては興味深い内容で熱心に耳を傾けていました。



紙面あんない

農業政策等に関する意見書を提出		2 P・3 P
農地所有適格法人報告書の提出について		3 P
農地の賃借料情報、農地移動状況		4 P
農業者年金情報、年金説明会・相談会を開催	..	5 P
家族経営協定を結んでみませんか		6 P・7 P
農地中間管理事業の借受希望申し出について、 担い手専属アドバイザーの紹介		8 P

編集・発行

幕別町農業委員会
幕別町本町 130 番地 1
Tel 0155-54-6625
忠類支局
幕別町忠類錦町 439 番地 1
Tel 01558-8-2111



農業政策等に関する 意見書を提出

12月11日、農業委員会の谷内会長、鯖戸会長職務代理者、香西農政部会長が町長室を訪れ飯田町長に農業政策等に関する意見書を提出し国や北海道に対して働きかけを要請しました。内容は以下のとおりです。

1 自然災害による農業被害対策について

本年9月に発生した北海道胆振東部地震、台風21号など大規模な自然災害による被害が発生している。町独自の支援や上乗せ補助などの施策を実施されているが、引き続き農業者の不安を解消し、将来の営農に希望を持てる事業予算の確保を求めるとともに、今後の自然災害に備えた農業環境整備が必要なことから、今後も発生が予想される大規模自然災害に備え、農業・農村に係る防災・減災対策を推進することを求める。

2 地域の実態に即した担い手への農地集積の推進及び農家戸数減少への取り組みについて

農業経営のコスト削減や農地の地力を高める投資を促進するためにも、担い手農業者の農地所有は重要であり、農地所有権移転を促進する施策拡充を早急に行う必要があることから、下記の事項について強く求める。

また、農家戸数が減少していることから、町内関係団体と連携し、後継者対策や新規就農者への支援など、町独自の施策に取り組むことを求める。

- (1) 農地中間管理機構の特例事業である農地売買等事業（旧農地保有合理化事業）も協力金の対象とすること。
- (2) 譲渡所得税の特別控除額の引き上げ及び特別控除が連年受けられるよう明文化するなど農地の所有権移転を促す施策を講じること。

3 農業基盤整備事業予算の確保について

農業の生産性向上や品質の高い農畜産物の生産、食料自給率の向上のため、基盤整備事業の推進は不可欠であることから、下記の事項について強く求める。

- (1) 農村現場に必要な予算を継続的に確保するとともに、地域のほ場条件にあった弾力的な運用や地元負担の軽減に配慮すること。
- (2) 区画を拡大して作業効率の良い優良農地とするため、農地に介在する離農者の廃屋等の撤去や山林原野など非農地部分の農地化に対する支援制度を創設すること。
- (3) 農地に介在する旧河川敷地等の農業基盤整備等を行うには、購入の方法しかないため、農業者が測量をしなければならず、経済的負担にならないよう配慮すること。
- (4) 農作業の省力化や労働力不足の解消、効率的な作業による経費の削減、生産性の向上に寄与するものと考えられることから、ICTを活用した生産力の強化の実現に積極的に取り組むこと。
- (5) バイオガスパラントについて、十勝管内では複数の計画が予定されているが、売電が困難な状況であり、今後の事業展開に大きな障害となっていることから、事業推進に向けた対策を講じること。

またバイオガスパラント建設に際して、電力供給設備に係る事業費は補助対象外となっており、事業者の自己負担となることから、その軽減を図るための補助対策を講じること。

4 有害鳥獣の駆除対策について

平成 29 年度、本町におけるエゾシカ、キツネなど有害鳥獣による被害総額は約 3,690 万円に達している。今後も「鳥獣被害防止総合対策交付金」の必要予算の確保と期間の延長、並びにハンターの育成・確保のための規制緩和など駆除に取り組める環境整備に努めることを求める。

また近年、十勝管内で急増しているアライグマの農業被害について、実態調査の実施と適正な駆除対策を講じること。

5 国際通商交渉について

国際通商交渉が進められる中、農畜産物の市場開放が強く求められており、交渉の合意内容が地域農業に影響を及ぼすことのないよう、体質強化対策や経営安定強化対策など万全な対策を講じること。

また今後、いかなる国際通商交渉においても重要品目（小麦、牛肉、乳製品、砂糖、雑豆）への必要な国境措置を確保するとともに、その交渉内容や影響などについて丁寧な説明を行うこと。

6 経営支援対策強化について

農業者の努力を無にすることのないよう、食育・地産地消を推進し、青年後継者等が安心して営農を継続できる農政施策として下記事項について強く求める。

- (1) 担い手が長期的に安定して営農が継続できるよう経営安定対策の更なる充実強化を図ること。
- (2) 農業者年金制度で、女性農業者の担い手としての位置づけの強化及び地位向上を図る観点から、直系卑属の配偶者についても対象とすること。

7 農業委員会関係予算の確保について

農地制度に係る適正な事務実施の一層の推進を図るとともに、担い手への農地集積、遊休農地の発生防止・解消の活動をより強力にするため、下記事項について強く求める。

- (1) 市町村の財政状況に左右されず、農業委員会、事務局体制が確保できるよう農業委員会交付金等の農業委員会関係予算を十分に確保すること。
- (2) 農地情報公開システムの整備に当たり、データの移行及び更新及びシステムの改修等に係る経費については、機構集積支援事業補助金の予算の増額を行い、軽減措置を図ること。
- (3) 今般、十勝管内では 13 人の女性農業委員が選任され、今後、女性農業委員の活躍が期待される中、知見を広げるための研修会等の開催及び参加に係る関係予算を確保すること。

農地所有適格法人報告書の

提出をお願いします

農地所有適格法人（旧呼称…農業生産法人）は、農地法で定められている要件を満たした法人です。

農地所有適格法人は農地法の規定により「農地所有適格法人報告書」を経営地の所在する全ての農業委員会に提出しなければなりません。

報告書を提出されませんと、農地の権利を取得する場合に支障をきたすことになりますので、必ず提出するようにお願いします。

■提出する書類

- ・ 農地所有適格法人報告書
- ・ 報告する事業年の農業収入額がわかる書類（損益計算書など）

【新規に設立または内容に変更があった場合】
・ 定款、株主または組合員名簿

■提出期限

各法人の毎事業年度の終了後 3 カ月以内
（例えば決算期が 12 月末の法人の場合は、3 月末まで）

■提出先

- ・ 農業委員会事務局または忠類支局

※報告書の様式は農業委員会にあります。
また、町ホームページからもダウンロードできます。

平成 30 年 1 月～ 12 月分 農地の 賃借料情報

農業委員会では、農地法の規定により農地の賃貸借契約を締結する場合の目安となるよう、地域の賃借料情報を提供しています。

平成 30 年 1 月から 12 月までに締結された賃貸借契約による賃借料水準（10 アール当り）は、次のとおりですので、賃貸借契約を締結する際の参考にしてください。

なお、平均額の 2 倍以上の賃借料で締結しようとする、周辺の賃借料を引き上げる恐れがあることから、農業委員会は指導を行うことになっていますので、ご注意ください。

1 普通畑

地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
幕別地区(低台)	9,700(↓)	13,000	4,000	161
幕別地区(高台)	8,000(↑)	12,000	4,600	230
忠類地区	3,900(↓)	6,000	1,200	54

2 牧草畑

地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
幕別地区(低台)	5,100(→)	7,700	4,000	なし
幕別地区(高台)	4,500(→)	6,800	3,000	24
忠類地区	3,100(↓)	4,500	1,000	99

※幕別地区(低台)は、事例がないため平成 23 年の賃借料を記載しています（平成 28 年は 1 件のみで個人の特定につながる恐れがあり、平成 28 年を除く平成 24 年～29 年は案件なし）。

○幕別地区（低台）：新川の一部、明野の一部、軍岡の一部、相川、猿別の一部、千住、稲士別の一部、依田、西和、途別の一部、幕別・札幌市街地

○幕別地区（高台）：上記地区と忠類地区を除いた地区

平成 30 年 1 月～12 月 農地移動状況

項 目			平成 30 年		平成 29 年		前年比	
区 分	移動事由		件数	面積(ha)	件数	面積(ha)	件数	面積(ha)
農地法第 3 条	所有権の移転	売 買	31	94.85	24	128.47	+7	-33.62
		贈 与	8	121.11	16	271.93	-8	-150.82
	賃借権の設定		46	264.65	25	144.89	+21	+119.76
	使用貸借権の設定		28	792.40	21	682.24	+7	+110.16
農地中間管理機構 特例事業（道公社）	買 入		14	97.68	14	64.40	0	+33.28
	売 渡		12	67.84	20	186.40	-8	-118.56
農用地利用集積 計画	所有権の移転		7	18.85	5	14.52	+2	+4.33
	利用権の設定（賃貸借）		123	757.93	123	603.26	0	+154.67

農業者年金の

保険料の国庫補助で将来の安心を！

一定の要件を満たす農業者には、保険料の国庫補助による手厚い政策支援があります。

国民年金第1号被保険者等の農業者年金への加入要件に加え、

①39歳までに加入

②農業所得（配偶者、後継者の場合は支払を受けた給料等）が900万円以下

③認定農業者で青色申告など、下表「保険料の国庫補助対象者と補助額」の必要な要件を満たせば受けられます。

「保険料の国庫補助対象者と補助額」

区分	必要な要件	国の補助する額（円）	
		35歳未満	35歳以上
区分1	認定農業者で青色申告者	10,000	6,000
区分2	認定就農者で青色申告者	10,000	6,000
区分3	区分1または区分2の者と家族経営協定を締結して経営に参画している配偶者や後継者	10,000	6,000
区分4	認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たし、3年以内に両方満たすことを約束した者	6,000	4,000
区分5	35歳まで（25歳未満の場合は10年以内）に区分1になることを約束した後継者	6,000	—

※国の補助する額は月額保険料2万円（固定）に対する金額です。

※区分3、区分5の「後継者」は経営主の直系卑属である必要があります。

※区分3、区分5の加入者は、年間農作業従事日数が150日以上である必要があります。



農業者年金 説明会・ 個別相談会 を開催

昨年12月4日に農業者年金の受給予定者を対象とした農業者年金相談会が開催され9人が参加しました。

説明会は毎年、農業委員会と農業者年金協議会が共催しており、今年は北海道農業会議の野澤信義農業者年金相談指導員を講師に迎え、農業者年金制度の概要、旧年金・新年金それぞれの経営継承の方法や受給方法について説明を受けました。

説明会終了後は個別相談会が開かれ、参加者は年金支給額や農地を処分する方法、処分する時期についての説明を受けていました。

受給者の皆様へ6月は現況届を忘れずに！

現況届は、年金受給者の方が年金を受給する資格があるか否かについて毎年6月に確認するものです。現況届を提出しないと、提出されるまで年金が差し止められることとなります。現況届の用紙は毎年5月末に農業者年金基金から受給者に送られます。必ず期限内（6月1日から6月30日まで）に農業委員会へ提出してください。

○提出先

・農業委員会
・札幌支所
・糠内支所
・駒出出張所
・農業委員会忠類支局

家族経営協定を結んでみませんか？

ゆとりみらい21推進協議会からお知らせ

魅力的な農業経営は、家族の話し合いから始まります。夢のある元気な農業経営のために、家族経営協定を結んでみませんか。

◇家族経営協定ってなに？

家族経営協定とは、農業経営や生活・将来の目標について家族みんなで話し合い、意欲とやりがいを持って農業を行うためのルールです。締結後は家族みんなで実行し、経営と家族の状況にあわせて定期的に見直しをすることが大切です。

ゆとりみらい21推進協議会では、平成30年度に2組の家族経営協定締結調印式を4月10日に忠類農業協同組合で行いました。

幕別町では、これまで後継者の就農や新規就農などをきっかけに協定を締結した家族は117戸となっています。

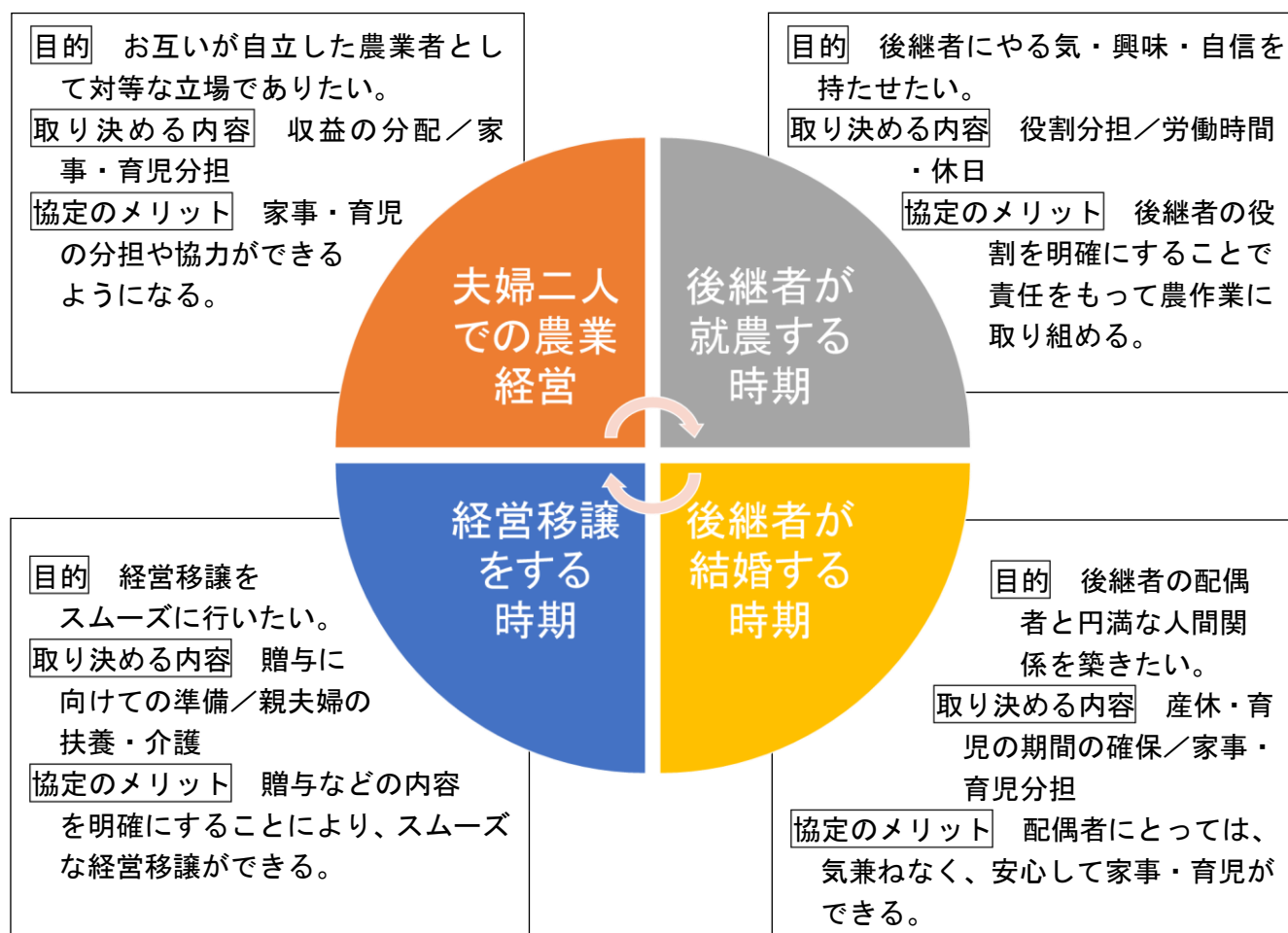
◇制度上のメリットはあるの？

家族経営協定を締結し、経営主とともに経営に参画している配偶者や後継者に対しては認定農業者制度、農業者年金制度などで、次のようなメリットがあります。

- ①認定農業者の共同申請ができます。
- ②農業者年金保険料に対して、一定割合の国庫補助が受けられます。

◇どんなきっかけで家族経営協定を結んでいるの？

家族経営協定を締結するきっかけや見直すタイミングは、次のような場合があります。



◇家族経営協定を結ぶにはどうすればいいの？

家族経営協定を締結する手順は、次のようになります。

ステップ 1

お互いの負担や悩みを伝えましょう

自分の現状や、日々どんなことを思っているのか、お互いの気持ちを伝えてみましょう。

ステップ 2

内容を考えましょう

家事・育児・介護など、現在の仕事の分担度合いについても話し合い、負担の軽減や効率化できるかなどの解決方法を考えてみましょう。

ステップ 3

協定を結びましょう

取り決めた確かなものにするため文書化して、第三者であるゆとりみらい21推進協議会などの立ち会いのもとで協定を結びましょう。

ステップ 4

定期的に見直しましょう

締結された内容が実行されているか、定期的に見直しましょう。また、経営と家族の状況にあわせて、協定を見直すことも大切です。

◇協定書を作るにはどうすればいいの？

協定書の作成は、町、JA、農業委員会などで構成する「ゆとりみらい21推進協議会」がお手伝いします。

協定書のひな形などもありますので、新たな締結や締結後の見直しを考えている方は、所属するJAまたは下記までお気軽にご相談ください。

ゆとりみらい21推進協議会 営農環境対策専門部会
事務局：幕別町経済部農林課農政係
TEL：54-6605 FAX：54-5564
メール：noseikakari@town.makubetsu.lg.jp

全国農業新聞は農業者の公的代表機関である農業委員会系統組織が発行する農業総合専門紙です。

全国農業新聞は、農業委員会で購読の申し込みを受け付けています。お電話等でお申し込みください。

- ◆発行日 毎週金曜日 ◆購読料 月700円（送料、税込）
- ◆発行 全国農業会議所



幕別町農業振興公社からお知らせ

よろしくお願いします

担い手専属アドバイザーのご紹介



平成 30 年 11 月から担い手専属アドバイザーを務めています

『會田 裕美子（あいた ゆみこ）』
です。

皆さんの話を親身に聞いて、良い出会いが一人でも多くあるように頑張りますので、気軽に話しかけてくださいね。

※担い手専属アドバイザーは、

- ①独身農業者の結婚相談に関すること
- ②独身農業者の情報収集及び提供に関する
ことなどを行っています。

「農地中間管理事業」の 借受希望申し出について

農地中間管理事業とは、「農地中間管理機構（北海道農業公社）」が、耕作地を貸したい農業者（出し手）から長期に借り入れ、規模拡大や新規参入を希望する担い手（受け手）へ農用地の集積・集約化を進める事業です。

◆借受希望申出書の提出期間は、原則として毎年 5 月中と 9 月中の年 2 回です。

◆借受希望申出書が提出されていない場合や提出後の有効期限が切れてしまった場合、また、借受希望地域として申し出をしていなかった場合は、貸付地が出されたとしても、借り受けを希望することができませんのでご注意ください。

◆借受希望申出書の有効期限は、募集の締切日（5 月末と 9 月末）から 5 年間です。なお、期間満了前には、幕別町農業振興公社から更新のお知らせをいたします。

◆申し出内容は、農地中間管理機構ホームページ等での公表に同意していただきます。

◆同事業による賃借では、出し手、受け手それぞれから賃貸借料の 1 %（消費税別途）が手数料として農地中間管理機構に徴収されます。

※ご不明な点などは、（公財）幕別町農業振興公社（電話 57-2711）にお問い合わせください。

◆広報委員
委員長
副委員長
委員
委員
委員
委員
委員

西 飛 高 井 渡 吉 深
田 田 橋 田 邊 田 松

利 孝 留 ひ 正 俊
幸 榮 二 吉 子 宏 英

各種申請は毎月 10 日

農地法に基づく各種許可申請（農地の売買、転用など）や地目の現況証明願いの締切りは、毎月 10 日（閉庁日の場合は直後の開庁日）となっています。

書類を準備のうえ、農業委員会事務局に申請をしてください。申請書の様式は幕別町のホームページからダウンロードできます。

幕別町のトップページ

- 右下の「町政情報」の「幕別町農業委員会」
- 「○各種様式」をクリック